

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年2月8日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員(以下「監査委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、書記その他の職員を置く。

2 書記その他の職員の定数は、京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成19年条例第8号)の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務の執行に関し必要な事項は、監査委員の合議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。